

必要書類判別マニュアル（学生本人用）

学生番号（受験番号）氏名

●このマニュアルで選んだ選択肢に指示されている必要書類を全て用意して、申請受付時に提出してください。

※特別な指定がない場合は、**令和6年4月1日現在の状況で答えてください。**該当選択肢に□を付けてください。

※Q1～Q13すべての項目に回答し、該当する必要書類をすべて提出してください。記載内容および提出書類に不備不足がある場合、審査に進めず不採用となります。

※回答内容が事実と異なることが判明した場合、不採用となりますので、提出前に必ず読み直してください。

※同一人物に関する同一書類を複数の設問から要求された場合には複数部数用意する必要はありません。1部で結構です。

※申請日時点で発行不可能な書類については、「授業料免除等申請書類チェック票」に「未」と記入したうえで申請書類を提出し、申請受理通知の中で指定された期日までに追加で提出してください。

※日本語以外の証明書類を提出する場合は、全文の日本語訳を添付してください。

Q1 全員提出する必要がある書類は次のとおりです。

はい、提出します。

必要書類→次の全部

- ・授業料免除等申請書類チェック票
- ・令和6年度入学料・春学期授業料免除等申請書類提出書（新入生のみ）
- ・84円切手を貼り、住所・氏名を記入した返信用封筒（長形3号）（新入生のみ・申請受理通知用）
- ・様式A 必要書類判別マニュアル（学生本人用）の原本（本紙）
- ・様式C 家庭調書の原本

Q2 あなたは、令和5年度秋学期大学基準の授業料免除又は徴収猶予の申請をしましたか？

はい、申請しました。

いいえ、申請しませんでした。

Q3 あなたは、『免除』の申請をしますか、それとも『徴収猶予』の申請をしますか？

「免除」と「徴収猶予」は、どちらか一方のみ申請可能です。

『免除』の申請をします。

必要書類→ 様式第1号 授業料免除願の原本

『徴収猶予』の申請をします。

必要書類→ 様式第2号 授業料徴収猶予願の原本

Q4 あなたには、同一生計の家族はいますか？

いいえ、いません。（必要書類なし。Q5へ進んで確認してください。）

はい、います。

必要書類→次の全部

- ・様式B 必要書類判別マニュアル（家族用）を学生本人以外の家族全員分（家族1人につき1部ずつ）
- ・様式B 必要書類判別マニュアルで選択した項目の書類全て

家族構成：家族人数（学生本人含む）： 名

（例1：本人、父、母、弟 4名） （例2：本人、妻、子1、子2 4名） （例3：本人 1名）

【「同一生計」の考え方】

○学生の父母等は原則同一生計です。 * 1

○配偶者（事実婚含む）及びそれに準ずる方は必ず同一生計としてください。

○学生本人・父・母・配偶者の扶養親族又は同居している方は全員同一生計です。（兄弟姉妹・祖父母・おじおば等） * 2

同一生計の家族例：就職しているが同居中の兄弟姉妹、別居しているが父母等から仕送りを受けている兄弟姉妹・祖父母等
別生計の家族例：結婚や就職により、学生本人・父母等と別居し、経済的に独立している兄弟姉妹等

* 1 父母等を別生計とする場合

→【独立生計とみなされるための条件】（Q5参照）を満たすことを証明できれば、父母等を別生計とすることができます。

* 2 同居している方を別生計とする場合（二世帯住宅等）

→別生計の事実（光熱水費の支払いが別等）を証明できれば、別生計の家族と認められる場合があります。

（それぞれの光熱水費の最新の領収書のコピーを提出してください）

Q5 あなたは一般学生として申請を行いますか。独立生計学生として申請を行いますか。

申請時現在において、以下の条件全てを満たす場合は、独立生計学生として申請を行うことができます。該当しない場合は、一般学生として申請を行ってください。なお、申請時現在においては独立生計に該当しないが、令和6年4月1日時点では独立生計の要件を満たすという場合も、まずは一般学生として書類を準備して申請を行ってください。その場合は、後日、独立生計学生用の書類への差し替えを認めます。学生課授業料免除担当まで事前に申し出たうえで、独立生計学生の必要書類を揃えて4月5日までに提出してください。

※「独立生計」とは、学費免除を受けずとも自身で生計を営める家計状況を前提とします。

【独立生計とみなされるための条件】**(1) 本人（及び配偶者）の父母等と別居している者**

※申請時現在で父母等と別居している必要があります。別居見込は独立生計の対象外です。

(2) 所得税法上、父母等の扶養親族でない者**(3) 本人（又は配偶者）に独立して生活できるだけの収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者**

※父母等からの恒常的な経済支援を一切受けていないこと

※家族等からの援助を一切受けず、独立で生計を立てている実態があっても、「学費免除が無ければ家計が成立しない」という場合は、独立生計学生の対象外となり、一般学生として申請を行う必要があります。

独立生計となる場合の条件を読み、当てはまらないので、一般学生として申請を行います。（必要書類なし）

独立生計となる場合の条件を読み、当てはまるので、独立生計学生として申請を行います。

必要書類→次の全て

・**様式G 家計状況調査書の原本**

・本人の住民票（世帯全員）のコピー（マイナンバーが記載されていないもの）

・本人の健康保険証のコピー（令和6年4月1日に有効なもの。被保険者等記号・番号等は黒塗り）

・役所が発行する本人の令和5年度（令和4年分所得）課税証明書（所得の記載のあるもの）の原本

・（配偶者がいる場合）配偶者の令和5年度課税証明書（所得の記載のあるもの）の原本

以下の場合は追加書類が必要です。

	不備要件	追加書類
(1)	住民票記載の本人住所が父母と同一 (別居を確認できない)	父母との別居が確認できる書類 光熱水費の支払通知など、住所と氏名が確認できるもの
(2)	本人の健康保険証の被保険者氏名が父母等 (扶養から外れていることを確認できない)	所得税法上父母の扶養から外れていることが確認できる書類 ・役所が発行できる最新年の父母の所得証明書（扶養有無等の記載があるもの）の原本、 ・父母の所得税の確定申告書 第一表と第二表の控えのコピー ・父母の給与所得源泉徴収票のコピー、 ・勤務先発行の父母の扶養者異動証明書、等

Q6 あなたは、東京学芸大学学生奨学金『学芸むさしの奨学金（学資支援）』の対象となった場合、申請をしますか？

※学芸むさしの奨学金は、貸与型でなく給付型ですので、授業料免除申請者は申請することを推奨します。

※博士課程学生、令和2年度以降に入学した学部生（日本人・日本永住者等）は、申請できません。

いいえ、博士課程に在籍するので申請できません。

いいえ、令和2年度以降に入学した学部生（日本人・日本永住者等）なので申請できません。

いいえ、別団体から受給している奨学金の規定により、申請できません。

いいえ、徴収猶予を申請するので、学芸むさしの奨学金（学資支援）は申請できません。

いいえ、申請しません。（上記以外の理由 _____）

はい、申請します。（必要書類あり）

必要書類→対象者には後日、学芸ポータルでお知らせのうえ、東京学芸大学学生奨学金「学芸むさしの奨学金」申請書（学資支援）・口座登録書類等をご提出いただきます。

Q7 あなたは、令和6年4月1日に1年生ですか？

いいえ、1年生ではありません。（必要書類なし）

はい、教育学部の1年生です。

必要書類→ 出身高校の調査書の原本（開封無効）

はい、修士課程・教職大学院・特別専攻科の1年生です。

必要書類→ 出身学部の成績証明書の原本

はい、博士課程の1年生です。

必要書類→ 出身修士課程・博士前期課程などの成績証明書の原本

※成績証明書は、卒業年月日及び最終学期の成績まで記載されているものを提出してください。

※日本語以外で記載された証明書を提出する場合は、日本語訳をつけてください。

Q8 あなたには、下表「●収入について」の中で受けている収入はありますか？いいえ、収入はありません。（必要書類なし）はい、収入があります。

必要書類→「●収入について」表のうち該当する収入の必要書類すべて（該当項目に☑してください）

●収入について

収入の種類	必要書類
<input type="checkbox"/> 給与収入 令和5年1月1日～12月31日までに常勤職や非常勤職（アルバイト・パート等）で得た給与	以下①②の両方 ①様式D 収入調書の原本 ②令和5年1月～12月の給与収入がわかる書類 令和5年分の給与所得源泉徴収票のコピー 又は税務署印付の令和5年分確定申告書控え一式のコピー等
勤務先名を記入 勤務先名1： 勤務先名3： 勤務先名5：	勤務先名2： 勤務先名4： 勤務先名6：
<input type="checkbox"/> 奨学金 令和5年4月1日～令和6年3月31日に受けた奨学金（高校で受けた奨学金は申告不要）	（日本学生支援機構奨学金） 様式E 奨学金貸与（受給）状況証明書の原本 ※令和5年度在籍学校で証明を受けること ※東京学芸大学での採用者は提出不要 （日本学生支援機構以外の奨学金） 奨学金貸与（受給）期間・金額の記載がある書類のコピー
<input type="checkbox"/> 年金 公的年金（老齢・遺族・障害等）、私的年金、企業年金、恩給 等（課税対象か否かを問わない）	最新（6月更新）の年金振込（支払）通知書のコピー ない場合は、最新の年金改定通知書のコピーでも可 ※公的年金等の源泉徴収票は原則不可 ※年金額と年金受給者氏名がわかるようコピーすること ※令和5年以降に受給開始の場合、年金証書のコピーも可
受給している年金の名称・年金番号を記入 名称： 番号： 名称： 番号： 名称： 番号：	（例：遺族年金／0100 2222 0300） 名称： 番号： 名称： 番号： 名称： 番号：
<input type="checkbox"/> 雇用保険の失業給付、健康保険の傷病手当金 労災保険給付金、育児休業給付、教育訓練給付 等	以下①②の両方 ①様式D 収入調書の原本 ②給付金額・給付期間・受給者名記載の公的書類のコピー 雇用保険受給資格者証、傷病手当金支給決定通知書 等
<input type="checkbox"/> 生活保護 (受け取り口座の名義人のみ該当)	保護決定（変更）通知書の最新3ヶ月分のコピー ※受給金額、受給年月日・期間が記載されていること
<input type="checkbox"/> 児童手当（旧子ども手当、中学生以下対象）・児童扶養手当・児童育成手当・福祉手当等の児童関係手当（令和6年4月現在） (受け取り口座の名義人のみ該当)	手当の支給状況が分かる書類（受給関係通知等）のコピー ※受給金額、受給年月日・期間が記載されていること
受給している手当の名称・月額等を全て記入 手当名称： 月額： 円 年度途中の月額変更等 有 ・ 無 手当名称： 月額： 円 年度途中の月額変更等 有 ・ 無 手当名称： 月額： 円 年度途中の月額変更等 有 ・ 無	
<input type="checkbox"/> 仕送り・援助 令和5年1月1日～令和5年12月31日に同一生計ではない親戚・知人から受けた仕送り・援助 等	以下①②の両方 ①様式J 仕送り額申立書の原本（援助者直筆） ②仕送り等の送金通知書のコピー、預金通帳のコピー
<input type="checkbox"/> 臨時所得 令和5年4月1日～令和6年3月31日に受けた退職金、保険金、資産譲渡所得、山林所得、株式売却所得、その他給付金等	所得の種類、受領年月日、所得金額が分かる書類のコピー 所得の種類：

Q9 あなたは、令和6年4月現在で、標準修業年限を超過して在学していますか？

なお、長期履修、ダブルディグリープログラム、教職大学院の小免コース及び特支免コースの学生は、認められた期間（3年間、4年間、6年間）が標準修業年限となります。

いいえ、標準修業年限を超過していません。（必要書類なし）

はい、標準修業年限を超過しています。（休学期間も修業年限に加算します。）

〔学部5年目以降 修士・教職大学院3年目以降 博士4年目以降 専攻科2年目以降〕

必要書類→次の全部

・様式K 標準修業年限超過特別事由書の原本（指導教員による所見欄の記入と書類の厳封必須）

・標準修業年限超過事由が客観的に確認できる書類のコピー

例：医師の診断書、留学先が明記された書類、母子健康手帳、国からの委嘱状、

その他事由が分かる書類 ※交換留学の者は省略可。

Q10 あなたは、障害、公害病、被爆、要介護などの認定を受けていますか？

いいえ、受けていません。（必要書類なし）

はい、受けています。

必要書類→障害者手帳、公害医療手帳、被爆者健康手帳、介護保険被保険者証、障害控除対象者認定証などのコピー

Q11 あなたは、最近6ヶ月（令和5年10月1日～令和6年3月31日）より前から医療費がかかる傷病があり、さらに今後2年以上（令和8年4月1日以降も）療養が必要な、長期療養者ですか？

ただし、医療費の自己負担がない傷病の場合は、「いいえ。」に☑を付けてください。

いいえ。（必要書類なし）

はい。

必要書類→次の全部

・医師の診断書（又は証明書）などのコピー【診断書・証明書には傷病名、発症年月日、今後も継続して長期療養が必要な事を証明してもらうこと】

・令和5年10月1日から令和6年3月31日までの医療費の領収証などのコピー

※申請日以降、令和6年3月31日までの領収証などがある場合は追加提出可（期限厳守）

・（生命保険などからの支給があった場合のみ）支給額がわかる書類のコピー

・（特定疾患の場合のみ）特定疾患医療受給者証のコピー

【注意】 領収証のコピーは、長期療養（診断書に記載されている傷病）に係るもののみを提出してください。診断書発行病院とその関連薬局の領収証のみ有効です。診断書発行病院以外の病院の領収証のコピーを提出する場合には、診断書に記載されている傷病との関連性について、理由書（様式任意）を作成して添付してください。また、交通費や文書料、長期療養以外の病気にかかった医療費や介護施設等医療機関でない施設の入所料などの領収証のコピーは受領できません。

Q12 あなたは、令和5年10月1日以降に火災や風水害などの被害を受けたことがありますか？もしくは東日本大震災・熊本地震で被災しましたか？

いいえ。（必要書類なし）

はい。

必要書類→次の全部（ただし、入学料免除・徴収猶予の申請書類として提出する者は、授業料免除・徴収猶予の申請では提出不要です。）

1. 本学様式 被災申出書の原本

2. 被災証明書のコピー又は罹災証明書のコピー

3. 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るために基本的な生産手段（田・畠・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額がわかる書類のコピー

4. （被害にあった住居の修理費等で既に支払ったものがある場合）支払済の領収証のコピー

5. （東日本大震災又は熊本地震の保険金等がある場合）保険金の受領年月・受領金額がわかる書類

Q13 （新入生全員・全学年の博士学生が対象）右記QRコードより結果通知の連絡先を登録してください。

URL: <https://forms.office.com/r/VNuJbqipGX>

※複数回の入力があった場合は、最新の入力情報を使用します。

はい、登録しました。

いいえ、令和6年度新入生又は博士課程の学生ではないため、登録しません。



◇学生本人用の質問は以上です。家族用の必要書類判別マニュアルをあなた以外の家族人数分プリントアウトし、一部ずつ左上をホチキス留めして提出してください。

<<ご記入いただいた情報は、授業料免除等に係る業務のために利用され、他の目的には利用されません。>>